



島根県報

平成17年7月19日 (火)

号外第70号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

島根県立美術館条例等の一部を改正する条例	(総務課)	10
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	11
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(")	11
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(")	12
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	12
島根県県税条例の一部を改正する条例	(")	13
島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	(")	14
島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例	(管財課)	14
島根県消費生活条例	(環境生活総務課)	14
島根県立県民会館条例等の一部を改正する条例	(文化国際課)	21
島根県自然環境保全条例の一部を改正する条例	(自然環境課)	21
島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例を廃止する条例	(障害者福祉課)	22
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(水産課)	23
島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例	(産業振興課)	23
島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例	(労働政策課)	23
島根県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例	(砂防課)	24
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	24
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(")	29
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(")	30
島根県収入証紙条例の一部を改正する条例	(審査課)	31
島根県立古代出雲歴史博物館条例	(古代文化センター)	31
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部)	35

公布された条例等のあらまし

島根県立美術館条例等の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 条例の概要

- (1) 島根県立美術館条例の一部改正
毎月の休館日の変更 (第12条関係)

改正前	改正後
毎週月曜日	毎週火曜日

- (2) 島根県芸術文化センター条例の一部改正

毎月の休館日の変更（第13条関係）

改正前	改正後
第2月曜日及び第4月曜日（石見美術館にあっては、毎週月曜日）	第2火曜日及び第4火曜日（石見美術館にあっては、毎週火曜日）

- (3) 島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部改正
資料館等の毎月の休館日の変更（第11条関係）

改正前	改正後
毎週月曜日	毎週火曜日

- (4) 島根県花振興センター条例の一部改正
花ふれあい公園の毎月の休園日の変更（第17条関係）

改正前	改正後
毎週月曜日	毎週火曜日

- (5) 島根県立宍道湖自然館条例の一部改正
毎月の休館日の変更（第11条関係）

改正前	改正後
毎週月曜日	毎週火曜日

- (6) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
自然館等の年末年始を除く休館日等の変更（第13条関係）

改正前	改正後
毎週月曜日（7月21日から8月31日までの間を除く。）	毎週火曜日（7月21日から8月31日までの間を除く。）
3月、6月、9月及び12月の各第1火曜日 から4日間	3月、6月、9月及び12月の各第1月曜日 から5日間

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

平成19年3月31日までに退職した者（定年が年齢60年の職員で、かつ、勸奨を受けて退職した者で知事の承認を得たものに限る。）で、退職の日の属する年度の末日における年齢が55年以上58年以下のものについて、年齢60年と退職の日の属する年度の末日の年齢との差に相当する年数に応じて、退職手当算定の基礎となる給料月額に20パーセントを上限として加算することとした。（附則第19項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 条例の概要

派遣先の公益法人等から、財団法人しまね長寿社会振興財団及び社団法人島根県観光開発公社を除くこととした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 条例の概要

経営評価の対象法人を定めた別表から削除する法人（別表関係）

- (1) 財団法人島根難病研究所
- (2) 財団法人しまね長寿社会振興財団
- (3) 社団法人島根県観光開発公社
- (4) 財団法人島根県建築住宅センター

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

- (1) 半島振興対策実施地域のうち過疎地域における県税の不均一課税の対象事業として旅館業を加えることとした。（第4条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

(1) 県民税

年齢65歳以上の者（前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）に対する個人の県民税の均等割の非課税措置が廃止されたことに伴い、その税率（1,000円）を平成18年度分に限り300円、平成19年度分に限り600円とする経過措置を設けることとした。（附則第21項・第22項関係）

(2) 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正

(1)について所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項・第4項関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年1月1日から施行することとした。ただし、1の(3)の改正規定については、公布の日から施行することとした。

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

- (1) 島根県固定資産評価審議会の庶務は、総務部において処理することとした。（第4条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 条例の概要

- (1) 知事は、基金に属する土地のうち、社会経済情勢の変化によりその取得目的を達成することが困難となったもの又は必要でなくなったものを売却することができることとした。（第7条第1項関係）
- (2) (1)の場合において、当該土地の時価がその取得価額よりも低いときは、時価を基準として売却することができることとした。（第7条第1項関係）
- (3) (2)にかかわらず、普通財産を時価よりも低い価額で譲渡することができる場合に該当するときは、当該

土地についても同様に売却することができることとした。(第7条第2項関係)

- (4) (2)又は(3)による売却が行われたときは、基金の額は、当該土地の取得価額から当該売却の価額を控除した額に相当する額減少することとした。(第7条第3項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県消費生活条例(条例第47号)

1 条例の概要

(1) 題名の改正

改 正 前	改 正 後
島根県消費者保護条例	島根県消費生活条例

(2) 基本理念(第2条関係)

ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならないこととした。

- (ア) 消費者の安全が確保される権利
- (イ) 商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- (ウ) 不当な取引条件及び取引方法を強制されない権利
- (エ) 消費者に対し必要な情報が提供される権利
- (オ) 消費生活に関する教育を受ける機会が提供される権利
- (カ) 消費者の意見が県の消費者施策に反映される権利
- (キ) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利
- (ク) 消費者の個人情報の適正な取扱いが確保される権利

イ 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならないこととした。

ウ 消費者施策の推進は、高度情報通信社会、少子高齢社会及び男女共同参画社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならないこととした。

エ 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならないこととした。

(3) 県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割(第3条-第7条関係)

県及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、事業者団体の責務及び消費者団体の役割に係る規定を設けることとした。

(4) 消費者基本計画(第8条関係)

知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本となる計画を定めなければならないこととした。

(5) 危害の防止に関する施策

ア 知事は、事業者の供給する商品等の安全性に疑いがあると認める場合に行う調査に当たり、当該事業者に対し、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼさず、かつ、及ぼすおそれがないものであることの立証を求めることができることとした。(第10条関係)

イ 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を県

民に提供しなければならないこととした。(第12条関係)

(6) 不当な取引行為に関する施策

ア 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品等の取引の実態等について必要な調査を行うことができることとした。(第18条関係)

イ 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を改善するよう指導し、又は勧告することとした。(第19条関係)

ウ 知事は、事業者が行う不当な取引行為により相当多数の消費者に不利益が生ずるおそれが高いと認める場合において、当該不利益の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該不当な取引行為の内容、事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を県民に提供することとした。(第20条関係)

(7) 啓発活動及び教育の推進(第24条関係)

県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場及びあらゆる機会を通じて消費生活に関する教育を充実するための必要な施策を講ずることとした。

(8) 苦情処理及び紛争解決の促進

ア 知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うこととした。(第27条第1項関係)

イ 知事は、消費者の苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるよう人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずることとした。(第27条第3項関係)

ウ 消費者苦情処理委員会を廃止し、消費生活審議会において苦情の処理のあっせん等を行うこととした。(第28条・第34条関係)

(9) 消費者の個人情報の保護(第31条関係)

ア 事業者は、商品等の取引に関して知り得た消費者の個人情報を適正に取り扱わなければならないこととした。

イ 知事は、消費者の個人情報の取扱いに関し消費者と事業者との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずることとした。

(10) 知事への申出(第36条関係)

県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく知事の措置が執られていないことにより、(2)に掲げる消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあるときは、知事に対し、適切な措置を執るべきことを求めることができることとした。

2 施行期日

平成17年10月1日から施行することとした。

島根県立県民会館条例等の一部を改正する条例(条例第48号)

1 条例の概要

(1) 条例の題名の改正

改正前	改正後
島根県立県民会館条例	島根県立島根県民会館条例

(2) 島根県立石西県民文化会館に係る規定を削除することとした。(第2条・別表1関係)

2 施行期日

平成17年9月1日から施行することとした。

島根県自然環境保全条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 条例の概要

- (1) 引用する条項の整理（第12条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例を廃止する条例（条例第50号）

1 条例の概要

島根県立知的障害児施設及び島根県立身体障害者授産センターを社会福祉法人に移管することに伴い、島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 条例の概要

債務の免除に関する規定の追加（第2条関係）

(1) 貸付金の種類

県内の漁業の担い手を確保育成するため、次のすべての要件を満たす者（以下「新規自営漁業者」という。）に初期経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対して貸し付けた資金

ア 島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センターが県の補助を受けて行う漁労技術習得研修（以下「研修」という。）を受けた期間が12月以上の者

イ 研修終了時の年齢が40歳未満の者

ウ あらかじめ知事の認定を受けた漁業就業計画に従って、新たに自ら漁業の経営を開始し、県内において専業として漁業に従事する者

(2) 免除の条件及び範囲

ア 新規自営漁業者が資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専業として漁業に従事したとき。債務の全部

イ 新規自営漁業者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。債務の全部又は一部

2 施行期日

平成17年10月1日から施行することとした。

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 条例の概要

知事が定めることとされる設備機器の使用料の上限額の改正（第5条関係）

改正前	改正後
3,570円	9,280円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 条例の概要

引用する条項の整理（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 条例の概要

用語の整理 (第10条関係)

改正前	改正後
登記簿抄本	登記事項証明書

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例 (条例第55号)

1 条例の概要

(1) 入居者駐車場の管理

ア 駐車場 (知事が指定する区域を除く。以下「入居者駐車場」という。) を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。(第47条第1項関係)

イ 入居者駐車場の使用について知事の許可を受けた者は、その使用料を納付しなければならないこととした。(第47条第3項関係)

ウ 入居者駐車場を使用する者の資格を次のとおり定めることとした。(第48条関係)

(ア) 使用者は、入居者であることとした。

(イ) 入居者又は同居者が自ら利用するため入居者駐車場を必要としていることとした。

(ウ) 家賃を滞納していないこととした。

(エ) 県営住宅の明渡請求ができる要件に該当していないこととした。

エ 入居者駐車場を使用しようとする者について、使用の申込み及び許可等について定めることとした。(第49条関係)

オ 入居者駐車場の使用料は、1区画につき毎月5,000円以内で知事が定めることとした。(第50条関係)

カ 入居者駐車場の許可の取消しについて定めることとした。(第51条関係)

(2) 指定管理者制度の導入

ア 県営住宅及び共同施設 (以下「県営住宅等」という。) (この項においては、隠岐郡に所在するものを除く。) の管理を、法人その他の団体であって知事が指定するもの (以下「指定管理者」という。) に行わせることとした。(第53条関係)

イ 指定管理者の業務の範囲、指定の方法及び管理の基準を定めることとした。(第54条 - 第62条関係)

(3) 優先的に選考して入居させることができる者に、配偶者等から暴力的行為を受けた者及びハンセン病療養所入所者等を追加することとした。(第8条関係)

(4) この条例に定める家賃及び使用料を滞納している者は、県営住宅に入居できないことを入居資格として追加することとした。(第6条関係)

(5) 同居者の入居の承継についてその手続を定めることとした。(第11条関係)

(6) 入居者が周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為を禁止することとした。(第21条の2関係)

(7) 入居者が引き続き15日以上県営住宅をその生活の本拠として使用しないときは、知事に届け出なければならないこととした。(第21条の3関係)

(8) 正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を生活の本拠として使用しないとき、又は入居の承継の手続の規定に違反したときは、県営住宅の明渡しを請求できることとした。(第30条関係)

(9) この条例又は他の法令に基づく許可を受けた場合を除くほか、何人も、次に掲げる行為をしてはならないこととした。(第63条第1項関係)

ア 自動車が団地の敷地内に引き続き12時間以上駐車することとなるような行為

イ 自動車が夜間に団地の敷地内に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為

(10) 知事は、県営住宅等の管理上支障があると認めるときは、団地の敷地内に駐車している者に対し、駐車

している自動車の移動等の必要な措置を命ずることができることとした。(第63条第2項関係)

(11) 県は、駐車場その他の団地の敷地内において盗難、損傷その他の事故により入居者又は同居者が損害を受けても、その賠償の責めを負わないこととした。(第64条関係)

(12) 駐車の禁止等に違反した者又は命令に従わない者に対し、5万円以下の過料を科することができることとした。(第70条関係)

(13) その他規定の整理

2 施行期日

(1) 平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)、(5)及び(13)については、公布の日から施行することとした。

(2) この条例の施行の日以後の使用に係る入居者駐車場の使用の許可及び県営住宅等の管理に係る指定管理者の手続は、施行前においても行うことができることとした。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第56号)

1 条例の概要

(1) 1の既存不適格建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における制限の緩和に関する認定に係る手数料の新設(別表第4の38の項・39の項関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円
既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円

(2) 景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可等に係る手数料の新設(別表第4の25の項 - 26の3の項関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 160,000円
景観地区における建築物の壁面の位置の制限の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 160,000円
景観地区における建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 160,000円
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円

(3) 特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る手数料の新設(別表第4の21の2の項関係)

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 160,000円

(4) 1団地内の1の建築物に対する制限の特例に係る規定が整備されたことに伴う規定の整理(第6条 - 第9条・第13条・別表第4の33の項・34の2の項・35の項 - 36の項関係)

(5) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 条例の概要

(1) 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を新たに市町に移譲することとした。（第 2 条の表第25号関係）

ア 1 の既存不適格建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合における制限の緩和に関する認定に係る申請の受理

イ 景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可等に係る申請の受理

ウ 特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る申請の受理

エ 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定に係る申請の受理

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 条例の概要

引用する条項の整理（第 1 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立古代出雲歴史博物館条例（条例第59号）

1 条例の概要

(1) 島根県立古代出雲歴史博物館（以下「博物館」という。）を出雲市に設置することとした。（第 2 条関係）

(2) 指定管理者制度の導入

ア 博物館の管理を、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることとした。（第 4 条関係）

イ 指定管理者の業務の範囲、指定の方法及び管理の基準を定めることとした。（第 5 条 - 第10条関係）

(3) 開館時間（第11条関係）

午前 9 時から午後 6 時までとすることとした。

(4) 休館日（第12条関係）

休館日を設けないこと（指定管理者が博物館の施設及び設備の維持管理のため必要があると認める場合に、教育委員会の承認を受けて休館するときを除く。）とした。

(5) 観覧料（第13条・別表第 1 ・別表第 2 関係）

ア 常設展及び企画展

区 分		観覧料の額（ 1 人 1 回につき）	
		個人の場合	団体（20人以上の場合をいう。） の場合その他教育委員会規則で定める割引制度に該当する場合
常設展	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	200円	160円
	大学の学生又はこれに準ずる者	400円	320円
	その他の者	600円	480円

企画展	その都度教育委員会が定める額
-----	----------------

イ 年間観覧料

区 分	年間観覧料（同一人が1年間常設展又は企画展を観覧する場合の観覧料）の額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	1,000円以内で教育委員会が定める額
大学の学生又はこれに準ずる者	1,800円以内で教育委員会が定める額
その他の者	2,500円以内で教育委員会が定める額

- (6) 博物館協議会を設置することとした。（第20条関係）
- (7) 観覧料の徴収を免れた者については、5万円以下の過料を科することとした。（第22条関係）
- (8) 博物館は、教育委員会が別に定める日から供用を開始することとした。（附則第5項関係）
- (9) 島根県立博物館条例を廃止することとした。（附則第3項関係）

2 施行期日

- (1) 平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(9)については、平成19年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行の日以後の管理に係る指定管理者の指定の手続は、施行前においても行うことができることとした。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第60号）

1 条例の概要

放置車両の確認及び標章の取付け（以下「確認等」という。）に関する事務の法人への委託制度に係る手数料の新設（第4条・別表第1関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
放置車両の確認等に関する事務を受託するための登録を受けようとする者	23,000円
放置車両の確認等に関する事務を受託するための登録の更新を受けようとする者	23,000円
駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者	9,900円
駐車監視員資格者証の書換え交付を受けようとする者	2,100円
駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者	2,000円
放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受けようとする者	19,000円
放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する旨の認定を受けようとする者	4,500円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

条 例

島根県立美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県立美術館条例等の一部を改正する条例

(島根県立美術館条例の一部改正)

第1条 島根県立美術館条例(平成16年島根県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正)

第2条 島根県芸術文化センター条例(平成16年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「第2月曜日」を「第2火曜日」に、「第4月曜日」を「第4火曜日」に、「毎週月曜日」を「毎週火曜日」に改める。

(島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部改正)

第3条 島根県立八雲立つ風土記の丘条例(昭和47年島根県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

(島根県花振興センター条例の一部改正)

第4条 島根県花振興センター条例(平成15年島根県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

(島根県立宍道湖自然館条例の一部改正)

第5条 島根県立宍道湖自然館条例(平成12年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「月曜日」を「火曜日」に改め、同項第2号中「第1火曜日」を「第1月曜日」に、「4日間」を「5日間」に改め、同条第2項第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第40号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第19項中「平成14年島根県条例第36号」を「平成17年島根県条例第40号」に、「平成17年3月31日」を「平成19年3月31日」に、「45年以上55年以下」を「55年以上58年以下」に、「及び当該給料月額」を「当該給料月額」に改め、「(10年を超える者にあつては10年とする。)」を削り、「100分の3」を「100分の2を乗じて得た額及び当該給料月額に100分の10」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第41号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第23号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第42号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

「財団法人島根難病研究所

「社団法人島根県観光開発公社

別表中 財団法人島根県環境保健公社 を「財団法人島根県環境保健公社」に、

財団法人しまね産業振興財団」

財団法人しまね長寿社会振興財団」

を「財団法人しまね産業振興財団」に、「財団法人島根県建築住宅センター を「財団法人島根県暴力追放県民センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例別表の規定は、同条例第2条第2項の評価対象法人が実施する平成16年度事業に係る経営評価から適用する。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第43号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「各市町村の」を削り、「、製造の事業」の次に「又は旅館業（以下この条において「製造の事業等」という。）」を加え、「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」を「第12条第1項の表の第1号若しくは第2号又は第45条第1項の表の第1号若しくは第2号」に改め、同条第1号中「製造の事業」を「製造の事業等」に改め、同条第2号中「及びその敷地」を「又はホテル用、旅館用若しくは簡易宿所用の建物（以下この号及び次号において「工場用の建物等」という。）及びこれらの敷地」に、「当該工場用の建物」を「当該工場用の建物等」に改め、同条第3号中「建物」を「建物等」に改める。

第5条中「供する設備のうち」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第5条の規定による改正前の」を加える。

第8条中「第3条第3項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第4条の規定は、同条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成17年4月1日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例第4条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合については、なお従前の例による。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第44号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第46条第11号中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第50条第1項第1号中「第15条」の次に「、第15条の2」を加える。

第65条第2項中「第700条の11の3第3項」を「第700条の11の2第3項」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 21 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「平成17年改正法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第11条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
- 22 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(平成17年改正法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第11条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第46条第11号、第50条第1項第1号及び第65条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

- 2 島根県水と緑の森づくり税条例(平成16年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「平成17年改正法」という。)の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規定の適用については、同条中「第11条」とあるのは「附則第21項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。
- 4 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(平成17年改正法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る第3条の規

定の適用については、同条中「第11条」とあるのは「附則第22項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第45号

島根県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

島根県固定資産評価審議会条例（昭和37年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地域振興部」を「総務部」に改める。

第5条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第46号

島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例

島根県土地開発基金条例（昭和44年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（利用見込みのない土地の売却）

第7条 知事は、基金に属する土地のうち、社会経済情勢の変化によりその取得目的を達成することが困難となったもの又は必要でなくなったものについて、これを売却することができる。この場合において、当該土地の時価がその取得価額よりも低いときは、時価を基準として売却することができるものとする。

2 前項後段の規定にかかわらず、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年島根県条例第41号）第3条第4号又は第5号に該当するときは、当該土地を時価よりも低い価額で売却することができる。

3 第1項後段又は前項の規定による売却が行われたときは、基金の額は、当該土地の取得価額から当該売却の価額を控除した額に相当する額減少するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県消費生活条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第47号

島根県消費生活条例

島根県消費者保護条例（昭和51年島根県条例第37号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条 - 第8条）

第2章 消費生活の安全の確保等

第1節 危害の防止(第9条 - 第12条)

第2節 規格、表示等の適正化(第13条 - 第15条)

第3節 不当な取引行為に関する措置(第16条 - 第20条)

第4節 生活関連物資に関する措置(第21条 - 第23条)

第3章 啓発活動及び消費者教育の推進等(第24条・第25条)

第4章 消費者の意見の反映及び透明性の確保(第26条)

第5章 消費者被害の救済(第27条 - 第30条)

第6章 消費者の個人情報の保護(第31条)

第7章 高度情報通信社会等への対応等(第32条・第33条)

第8章 島根県消費生活審議会の設置(第34条・第35条)

第9章 雑則(第36条 - 第40条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者施策の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

(1) 消費者の安全が確保される権利

(2) 商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利

(3) 不当な取引条件及び取引方法を強制されない権利

(4) 消費者に対し必要な情報が提供される権利

(5) 消費生活に関する教育を受ける機会が提供される権利

(6) 消費者の意見が県の消費者施策に反映される権利

(7) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済される権利

(8) 消費者の個人情報の適正な取扱いが確保される権利

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会、少子高齢社会及び男女共同参画社会(以下「高度情報通信社会等」という。)の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及びこれを推進するものとする。

2 県は、市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条に定める基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。

(1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 県又は市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品等に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

2 事業者団体は、県又は市町村が実施する消費者施策に協力するものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関し、必要な知識を修得し、及び意見を表明する等自主的かつ合理的に行動するよう努めることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、この条例の趣旨にかんがみ、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第8条 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 消費者施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第2章 消費生活の安全の確保等

第1節 危害の防止

(危害の防止)

第9条 事業者は、その供給する商品等が、消費者の生命、身体又は財産に対して及ぼす危害を防止するため、製造、加工、販売等に関して必要な措置を講じなければならない。

(危害に関する調査)

第10条 知事は、事業者の供給する商品等が、消費者の生命、身体又は財産に関し、安全性に疑いがあると認めるときは、当該商品等の製造、加工、販売等に関し、当該事業者から資料の提出を求め、又は説明を聴くとともに調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼさず、かつ、及ぼすおそれがないものであることの立証を求めることができる。

(危害防止の勧告)

第11条 知事は、前条の規定による調査の結果、事業者の供給する商品等が、消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに、消費者に対し、その旨の情報を提供するとともに、当該事業者に対し、当該商品等の製造、加工、販売等の中止、回収その他の必要な措置を執るよう勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて執った措置及びその結果について報告を求めることができる。

(緊急危害防止措置)

第12条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に対して重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に基づく措置が執られる場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、これを供給する事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を県民に提供しなければならない。

第2節 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第13条 事業者は、その供給する商品等について、消費者の適正かつ合理的な選択に資するため、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- (1) 品質、成分、構造、形状、寸法、重量等について適正な規格によること。
- (2) 品質、機能、消費期限又は賞味期限、事業者の住所及び氏名又は名称、価格、単位価格等を適正に表示すること。
- (3) 適正に計量し、又は量目の明示を行うこと。
- (4) 内容物の保護又は品質保全の限度を超えた包装、内容物の価格に比して必要以上に経費を要した包装等過大な包装をしないこと。
- (5) 保証期間、修理の内容等アフターサービスについて適正に明示すること。
- (6) 商品等の広告に当たっては、虚偽又は誇大な表現、消費者が選択を誤るおそれのある表現その他の不適正な表現をしないこと。

(自主基準の設定)

第14条 事業者又は事業者団体は、消費者の信頼を確保するため前条各号に掲げる事項に関し必要な基準を定めるよう努めなければならない。この場合において、知事は、必要な指導又は助言を行うものとする。

(自動販売機等の管理)

第15条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類する機械(以下「自動販売機等」という。)により供給する場合は、当該自動販売機等を安全上又は衛生上支障のない場所に設置し、管理者が常駐していない場所に設置される自動販売機等にあっては、その管理者の住所及び氏名又は名称その他の必要な事項を消費者の見やすい場所に表示しなければならない。

第3節 不当な取引行為に関する措置

(不当な取引行為の指定)

第16条 知事は、島根県消費生活審議会の意見を聴いて、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として指定し、その旨を告示するものとする。これを解除したときも、同様とする。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を隠し、商品等の品質、安全性、内容及び取引条件に関する十分な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、執ように説得し、又は不安な状況に陥れる等の不当な取引方法を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を求め、若しくは債務の履行をさせ、又は債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (4) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信

用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

（不当な取引行為の禁止）

第17条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に当たり、前条の規定により指定された不当な取引行為（以下単に「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

（不当な取引行為に関する調査）

第18条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品等の取引の実態等について必要な調査を行うことができる。

（不当な取引行為の指導又は勧告）

第19条 知事は、前条の規定による調査の結果、事業者が不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を改善するよう指導し、又は勧告するものとする。

2 知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいて執った措置及びその結果について報告を求めることができる。

（緊急被害防止措置）

第20条 知事は、事業者が不当な取引行為を行うことにより相当多数の消費者に不利益を生じさせるおそれが高いと認める場合において、当該不利益の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該不当な取引行為の内容、これを行っている、又は行うおそれのある事業者の住所及び氏名又は名称その他必要な情報を県民に提供するものとする。

第4節 生活関連物資に関する措置

（価格等の調査）

第21条 知事は、別に定める県民の消費生活に関連の高い物資（以下「生活関連物資」という。）について、必要があると認めるときは、その価格の動向、需給状況、流通の実態等の調査を行うとともに、必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者又は事業者団体は、前項の規定による調査に協力するものとする。

3 知事は、生活関連物資の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、関係事業者又は事業者団体に対し、当該生活関連物資の円滑な供給、価格の安定その他の必要な協力を求めることができる。

（特別生活関連物資の指定等）

第22条 知事は、前条に規定する生活関連物資が著しく不足し、若しくはその価格が著しく上昇し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する生活関連物資として指定し、その旨を告示するものとする。

2 知事は、前項の規定により指定した生活関連物資（以下「特別生活関連物資」という。）について、供給不足又は価格の上昇の原因に関し、直ちに調査を行うものとする。

3 知事は、第1項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項に規定する指定を解除し、その旨を告示するものとする。

（不当な事業活動に対する勧告）

第23条 知事は、事業者又は事業者団体が特別生活関連物資の流通を不当に妨げ、又は適正な価格を著しく超える価格でこれを販売していると認めるときは、これらを不当な事業活動として当該事業者又は事業者団体に対し、その是正を勧告するものとする。

第3章 啓発活動及び消費者教育の推進等

（啓発活動及び教育の推進）

第24条 県は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場及びあらゆる機会を通じて消費生活に関する教育を充実するための必要な施策を講ずるものとする。

（消費者団体及び事業者団体の自主的な活動の促進）

第25条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行う事業者団体に対し、その活動を促進するために必要な情報の提供等に努めるものとする。

3 知事は、消費者と事業者との間における情報の格差を解消するため、消費者及び消費者団体と事業者及び事業者団体との情報交換の機会の確保に努めるものとする。

第4章 消費者の意見の反映及び透明性の確保

第26条 知事は、消費者施策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

第5章 消費者被害の救済

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第27条 知事は、消費者から商品等に関する苦情の申出があったときは、速やかに、その調査を行い、解決のため、あっせん等に努めなければならない。この場合において、知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

2 知事は、前項前段のあっせん等を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 知事は、消費者の苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 知事は、市町村が行う苦情の処理について、必要に応じ、技術的助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(消費生活審議会のあっせん等)

第28条 知事は、前条第1項の規定により申出のあった消費者の苦情のうち、解決の困難なものについては、島根県消費生活審議会のあっせん等に付することができる。

2 島根県消費生活審議会は、あっせん等のため必要があると認めるときは、関係者から意見を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(訴訟費用の貸付け等)

第29条 知事は、消費者が事業者に対して訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)に規定する調停を含む。以下同じ。)を提起しようとする場合において、当該訴訟が次に掲げる要件を備えているときは、規則で定めるところにより当該訴訟費用に充てる資金の貸付けその他の必要な援助を行うことができる。

- (1) 前条第1項に規定するあっせん等が不調となったもの
- (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがあるもの
- (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの
- (4) 島根県消費生活審議会が援助を適当であると認めたもの

(貸付金の返還)

第30条 前条の規定により訴訟費用の貸付けを受けた者は、訴訟終了後、速やかに、貸付けを受けた資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、訴訟費用の貸付けを受けた者が訴訟の結果、当該貸付金に相当する額の金銭を得ることができなかつたときその他の事由があるときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を免除し、又は猶予することができる。

第6章 消費者の個人情報の保護

第31条 事業者は、商品等の取引に関して知り得た消費者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 知事は、消費者の個人情報の取扱いに関し消費者と事業者との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

第7章 高度情報通信社会等への対応等

(高度情報通信社会等の進展への的確な対応)

第32条 県は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会等の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第33条 県は、商品等の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

第8章 島根県消費生活審議会の設置

(島根県消費生活審議会の設置)

第34条 知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議するとともに、第28条第1項の規定によるあっせん等を行うため、知事の附属機関として島根県消費生活審議会を設置する。

(組織運営等)

第35条 この条例に定めるもののほか、島根県消費生活審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(知事への申出)

第36条 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく知事の措置が執られていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、適切な措置を執るべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づき適切な措置を執るものとする。

3 知事は、第1項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、当該申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表することができる。

(立入検査等)

第37条 知事は、第10条第1項、第18条又は第22条第2項に規定する調査を行うときは、必要な限度において、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の事務所、工場、事業所、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入検査又は質問を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第38条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該事業者が正当な理由がないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 第11条第1項若しくは第19条第1項の規定による勧告に従わなかったとき、又は当該勧告に基づいて執った措置及びその結果を知事に報告しなかったとき。

(2) 第23条の規定による勧告に従わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国等への措置要請)

第39条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国及び関係地方公共団体並びに県外の事業者に対して、適切な措置を執るよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(委任)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の島根県消費生活条例(以下「改正後の条例」という。)第19条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行った指導又は勧告については、適用しない。

3 施行日前にこの条例による改正前の島根県消費者保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の条例中これに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

4 改正前の条例第20条の規定により設置された島根県消費生活審議会は、施行日において改正後の条例第34条の規定により設置された島根県消費生活審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

島根県立県民会館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第48号

島根県立県民会館条例等の一部を改正する条例

(島根県立県民会館条例の一部改正)

第1条 島根県立県民会館条例(昭和43年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立島根県民会館条例

第1条中「島根県立県民会館」を「島根県立島根県民会館」に改める。

第2条中「島根県立県民会館」を「島根県立島根県民会館」に、「次のとおり」を「松江市に」に改め、同条の表を削る。

別表1の(2)を削り、別表1の(1)の(イ)の表の見出しを次のように改める。

(2) その他

別表1の(1)中「島根県立島根県民会館」を「大ホール及び中ホール」に改め、別表1の(1)の(ア)の表の見出しを削り、別表1の備考第2号中「小ホール、」を削り、別表1の備考第5号中「、小ホール」を削る。

(島根県立県民会館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 島根県立県民会館条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

附 則

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後において第2条の規定による改正前の島根県立県民会館条例の一部を改正する条例附則第5項の規定に基づき納付すべき使用料については、なお従前の例による。

島根県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第49号

島根県自然環境保全条例の一部を改正する条例

島根県自然環境保全条例(昭和48年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第12条第1項中「第12条第4項」を「第7条第4項」に改める。

第16条第1項第2号及び第4号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第2項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第5項中「きく」を「聴く」に改める。

第19条第5項中「附する」を「付する」に改める。

第21条第2項中「とる」を「執る」に改める。

第22条第1項中「附せられた」を「付せられた」に、「とる」を「執る」に改める。

第23条第1項中「とる」を「執る」に改める。

第25条第1項から第3項までの規定及び第5項中「かき」を「垣」に改める。

第26条第1項中「附せられた」を「付せられた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第50号

島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 島根県立知的障害児施設条例(昭和44年島根県条例第24号)

(2) 島根県立身体障害者授産センター条例(昭和52年島根県条例第33号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による廃止前の島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例の規定に基づき納付すべき使用料については、なお従前の例による。

(島根県特別会計条例の一部改正)

3 島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(島根県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行後において前項の規定による改正前の島根県特別会計条例第1条第3号の島根県身体障害者更生援護特別会計(次項において「特別会計」という。)の平成17年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(一般会計への帰属)

5 特別会計の平成17年度の出納閉鎖の際、特別会計に属する現金及び同年度以前に生じた債権で同年度の出納閉鎖の日までに収入済とならなかったもの並びに同年度中に支払義務を生じた支出金で同日までに支出済とならなかったもの

に係る負債は、一般会計に帰属するものとする。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第51号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表林業就業促進資金の項の次に次のように加える。

新規自営漁業者定着 支援資金	県内の漁業の担い手を確保育成するため、新たに県内において自ら漁業を営む者のうち、島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センターが県の補助を受けて行う漁労技術習得研修（以下この項において「研修」という。）を受けた期間が12月以上の者（研修終了時の年齢が40歳未満の者に限る。）で、あらかじめ知事の認定を受けた漁業就業計画に従って専業として漁業の経営を開始したもの（以下この項において「新規自営漁業者」という。）に資金の貸付けを行う市町村に対して、1年間を超えない期間貸し付けた資金	1 新規自営漁業者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により漁業に従事できなかった期間を除き、資金の貸付けを受けた日から5年間県内において専業として漁業に従事したとき。	債務の全部
		2 新規自営漁業者が、死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部 又は一部

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第52号

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「3,570円」を「9,280円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第53号

島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

島根県職業能力開発審議会条例(昭和60年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第97条第2項」を「第91条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第54号

島根県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例

島根県砂防指定地管理条例(平成15年島根県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第55号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例(昭和34年島根県条例第49号)の一部を次のように改正する。

「第7章 中堅所得者等による使用(第43条 - 第46条)

目次中 第8章 雑則(第47条 - 第51条) を

第9章 罰則(第52条) 」

「第7章 中堅所得者等による使用(第43条 - 第46条)

第8章 駐車場の管理(第47条 - 第52条)

第9章 指定管理者(第53条 - 第62条) に改める。

第10章 雑則(第63条 - 第68条)

第11章 罰則(第69条・第70条) 」

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。

第3条中「及び共同施設」を削る。

第6条に次の1項を加える。

3 第12条第1項、第25条第1項若しくは第26条第1項に規定する家賃、第38条第1項に規定する使用料又は第50条第1項に規定する使用料を滞納している者は、県営住宅に入居することができない。ただし、知事が特に必要と認めたる者を除く。

第8条第3項を次のように改める。

3 知事は、令第7条各号のいずれかに該当する者で次に掲げるものについては、前2項の規定にかかわらず、知事が割当てをした県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1) 第5条に規定する事由に係る者

- (2) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者のうち、知事が定める要件を備えているもの
 - (4) 引揚者
 - (5) 炭鉱離職者
 - (6) 老人又は心身障害者で知事が定める要件を備えているもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 知事が定める基準に該当する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているもの
- 第11条中「退居時」を「退去時」に改め、同条に次の3項を加える。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、やむを得ない事情によって同項の承認の手続を同項に定める期間内にすることができない場合においては、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 承認申請者は、県内に居住し、かつ、承認申請者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認める連帯保証人2人の連署する県営住宅入居承認願を提出しなければならない。

4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、前項の県営住宅入居承認願に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第16条第1項中「共同施設」の次に「（以下「県営住宅等」という。）」を加える。

第20条及び第21条中「得た」を「受けた」に改める。

第21条の次に次の2条を加える。

（迷惑行為の禁止）

第21条の2 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（県営住宅を使用しないときの届出）

第21条の3 入居者は、引き続き15日以上県営住宅をその生活の本拠として使用しないときは、知事の定めるところにより、届け出なければならない。

第29条第2項中「県営住宅及び共同施設」を「県営住宅等」に改める。

第30条第1項中第6号を第7号とし、同項第5号中「第49条第1項」を「第67条第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第18条第1項」を「第11条第1項若しくは第2項、第18条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 正当な事由によらないで引き続き15日以上県営住宅を生活の本拠として使用しないとき。

第30条第1項に次の1号を加える。

(8) 知事が住宅の管理上必要があると認めるとき。

第30条第4項中「第5号まで」を「第6号まで」に改める。

第32条第5項中「第14条」の次に「並びに第15条第2項及び第3項」を加える。

第36条第1項中「掲げる事業」の次に「（以下「社会福祉事業等」という。）」を加える。

第42条中「第21条まで」を「第21条の3まで」に改める。

第52条中「又は第38条第1項」を「、第38条第1項」に改め、「使用料」の次に「又は第50条第1項の入居者駐車場の使用料」を加え、第9章中同条を第69条とする。

第9章を第11章とする。

第8章中第51条を第68条とし、第50条を削り、第49条を第67条とする。

第48条第1項中「県営住宅及び共同施設」を「県営住宅等」に改め、同条を第66条とする。

第47条を第65条とし、第8章中同条の前に次の2条を加える。

（駐車の禁止等）

第63条 この条例又は他の法令に基づく許可を受けた場合を除くほか、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。以下同じ。）が団地の敷地内に引き続き12時間以上駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。以下同じ。）することとなるような行為

(2) 自動車が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）に団地の敷地内に引き続き8時間以上駐車することとなるような行為

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、県営住宅等の管理上支障があると認めるときは、団地の敷地内に駐車している者に対し、駐車している自動車の移動その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 駐車禁止区域として知事が指定した区域に駐車しているとき。

(2) 緊急自動車の通行の妨げになるとき。

(3) 正当な理由によらないで駐車場に駐車しているとき。

(4) 知事が特に必要と認めるとき。

（損害賠償責任）

第64条 県は、駐車場その他の団地の敷地内において盗難、損傷その他の事故により入居者又は同居者が損害を受けても、その賠償の責めを負わない。

第8章を第10章とし、第7章の次に次の2章を加える。

第8章 駐車場の管理

（使用許可）

第47条 駐車場（知事が指定する区域を除く。以下「入居者駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に使用期間その他の条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、第50条第1項に規定する使用料を納付しなければならない。

（使用者の資格）

第48条 入居者駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 入居者（第43条の規定により県営住宅を使用する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら利用するため入居者駐車場を必要としていること。

(3) 家賃を滞納していないこと。

(4) 第30条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、第36条第1項の規定により県営住宅を使用する社会福祉法人等で次に掲げる条件を具備するものは、入居者駐車場を使用する資格を有するものとする。

(1) 社会福祉事業等を行うために入居者駐車場を必要としていること。

(2) 第38条第1項に規定する使用料を滞納していないこと。

（使用の申込み及び許可等）

第49条 前条の条件を具備する者で入居者駐車場を使用しようとするものは、入居者駐車場使用申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、入居者駐車場の使用を許可したときは、入居者駐車場の使用者として許可した者（以下「使用者」という。）に対し、その旨及び使用開始可能日を通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が使用させるべき入居者駐車場の区画数を超えるときは、知事の定めるところにより、公正な方法で選考して当該入居者駐車場を使用する者を決定し、許可するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別の事由がある場合で入居者駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該入居者駐車場を他の者に優先して使用させることができる。

(使用料)

第50条 入居者駐車場の使用料は、1区画につき毎月5,000円以内で知事が定めるものとする。

- 2 知事は、使用者が島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)第51条第3号又は第4号に該当する自動車を駐車するために入居者駐車場を使用する場合は、その使用料を免除する。
- 3 知事は、使用者が第14条第2号から第4号までの規定に該当するときは、入居者駐車場の使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。
- 4 知事は、入居者駐車場の使用を許可した期間内に当該入居者駐車場を改良したときは、その使用料を変更することができる。

(入居者駐車場の許可の取消し)

第51条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対してその入居者駐車場の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第48条に規定する使用者の資格を失ったとき。
 - (2) 使用者が不正の行為により入居者駐車場の使用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用者が入居者駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
 - (4) 使用者又は同居者(第48条第2項の社会福祉法人等においては、社会福祉事業等を行うために入居者駐車場を利用する者)が駐車場を故意にき損したとき。
 - (5) 次条において準用する第11条第1項若しくは第2項、第19条、第20条本文、第21条本文、第21条の2、第21条の3若しくは第63条の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく知事の命令に違反したとき。
 - (6) 県営住宅の用途の廃止又は県営住宅建替事業の施行に伴い現に存する県営住宅を除却するため、知事が必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定により入居者駐車場の使用の許可を取り消された者は、速やかに当該入居者駐車場を明け渡さなければならない。
 - 3 知事は、第1項第1号から第5号までの規定に該当することにより同項の規定による取消しをしたときは、当該取消された者から、取消しをした日の翌日から当該入居者駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該入居者駐車場の使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
 - 4 知事は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の規定による取消しをする場合には、当該取消しをする日の3月前までに当該使用者にその旨を通知しなければならない。
 - 5 次条において準用する第32条第1項の規定により請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても入居者駐車場を明け渡さない場合には、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該入居者駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該入居者駐車場の使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
 - 6 第15条第2項及び第3項の規定は、第3項及び前項の金銭について準用する。

(準用)

第52条 入居者駐車場の管理については、第47条から前条までの規定に定めるもののほか、第11条第1項及び第2項、第15条、第19条から第21条の3まで、第29条第1項及び第3項、第32条(第4項を除く。)並びに第67条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「県営住宅」とあるのは「入居者駐車場」と、「に居住」とあるのは「の使用」と、「公営住宅法施行規則第11条に」とあるのは「知事の」と、「家賃」とあるのは「入居者駐車場の使用料」と、「入居の日」とあるのは「第49条第2項の使用開始可能日」と、「入居」とあるのは「使用」と、「立ち退いた」とあるのは「明け渡した」と、「当該県営住宅」とあるのは「当該入居者駐車場」と、「その生活の本拠として使用しない」とあるのは「使用しない」と、「立ち退こう」とあるのは「明け渡そう」と読み替えるものとする。

第9章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第53条 県営住宅等(隠岐郡に所在するものを除く。以下本章において同じ。)の管理は、法人その他の団体であって、

知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第54条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 家賃及び入居者駐車場の使用料の徴収に関する業務
 - (2) 県営住宅等の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県営住宅等の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
- (指定管理者の指定の申請等)

第55条 知事は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第53条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第56条 知事は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、県営住宅等の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、入居者の平等な利用を確保することができるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、県営住宅等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第57条 指定管理者は、規則で定める日までに、県営住宅等の管理の業務に関し、規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第58条 知事は、県営住宅等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第59条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が県営住宅等の管理を行うまでの期間又は指定管理者が業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における県営住宅等の管理は、必要に応じて知事が行うものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第60条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第54条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容若しくは管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 指定管理者は、知事が承認した場合を除き、個人情報を取り扱う業務を他の者に委託してはならない。

(損害賠償)

第61条 指定管理者は、故意又は過失により、県営住宅等の施設若しくは設備を損壊し、若しくは滅失したとき、又は前条に規定する秘密保持義務に違反したときは、県及び入居者に生じた損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第62条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第59条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期

間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった県営住宅等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、指定管理者は、県が県営住宅等の管理のために貸与した物品を知事が定める日までに返還しなければならない。

第69条の次に次の 1 条を加える。

第70条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、5 万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第63条第 1 項の規定に違反した者
(2) 第63条第 2 項の規定による命令に従わない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条及び第 8 条第 3 項の改正規定、第11条に 3 項を加える改正規定、第16条第 1 項、第20条、第21条、第29条第 2 項、第32条第 5 項及び第36条の改正規定、第48条第 1 項の改正規定中「県営住宅及び共同施設」を「県営住宅等」に改める部分並びに次項及び附則第 3 項の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る入居者駐車場の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。
3 この条例による改正後の島根県営住宅条例第56条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても改正後の条例第55条の規定の例により行うことができる。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第56号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「第86条の 2 第 4 項」を「第86条の 2 第 8 項」に、「同一敷地内」を「 1 の敷地内」に改め、「複数の」を削る。

第 7 条第 3 項及び第 8 条第 3 号中「同一敷地内」を「 1 の敷地内」に改める。

第 9 条第 2 項中「同一敷地内」を「 1 の敷地内」に改め、「複数の」を削る。

第13条第 2 項中「総合的設計による」を削り、「 1 団地の建築物」の次に「（ 2 以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。）」を加える。

別表第 4 の15の項左欄中「第52条第 7 項、第 8 項又は第11項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同表の17の項左欄中「第57条の 2 第 3 項」を「第57条の 5 第 3 項」に改め、同表の21の項の次に次のように加える。

21の 2 法第57条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 160,000円
--	--------------------

別表第 4 の25の項及び26の項を次のように改める。

25 法第68条第 1 項第 2 号の規定に基づく景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請 1 件につき 160,000円
26 法第68条第 2 項第 2 号の規定に基づく景観地区における建築物の壁面の位置の	申請 1 件につき 160,000円

制限の特例の許可を受けようとする者

別表第4の26の項の次に次のように加える。

26の2 法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区における建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可を受けようとする者	申請1件につき 160,000円
26の3 法第68条第5項の規定に基づく景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円

別表第4の28の2の項左欄中「第68条の4第1項」を「第68条の4」に改め、同表の32の項左欄中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表の33の項左欄中「総合的設計による」を削り、「建築物」の次に「(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。)」を加え、同項右欄中「2である」を「2以下である」に改め、同表の34の2の項左欄中「敷地内に広い空地を有し、かつ、総合的設計による1団地の建築物の容積率又は各部分の高さ」を「建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。)の各部分の高さ又は容積率」に改め、同項右欄中「2である」を「2以下である」に改め、同表の35の項及び35の2の項中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表の35の3の項中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同表の36の項左欄中「複数建築物に係る」を「1の敷地とみなすこと等の」に改め、同表に次のように加える。

38 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円
39 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第57号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第25号左欄の(7)中「第52条第7項、第8項又は第11項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同欄の(10)中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同欄中(44)を(51)とし、(37)から(43)までを(44)から(50)までとし、(36)を(41)とし、(41)の次に次のように加える。

(42) 法第86条の8第1項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定に係る申請の受理

(43) 法第86条の8第3項の規定による既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた工事の全体計画の変更の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号左欄の(35)中「複数建築物に係る」を「1の敷地とみなすこと等の」に改め、同欄中(35)を(40)とし、同欄

の(34)中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同欄中(34)を(39)とし、同欄の(33)中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同欄中(33)を(38)とし、(32)を(36)とし、(36)の次に次のように加える。

(37) 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号左欄中(31)を削り、同欄の(30)中「敷地内に広い空地を有し、かつ総合的設計による1団地の建築物の容積率又は各部分の高さ」を「建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが広い空地を有する1団地を形成している場合において、当該1団地の建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。)の各部分の高さ又は容積率」に改め、同欄中(30)を(35)とし、(29)を(34)とし、同欄の(28)中「総合的設計による」を削り、「建築物」の次に「(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築されるものに限る。)」を加え、同欄中(28)を(33)とし、同欄の(27)中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同欄中(27)を(32)とし、(21)から(26)までを(26)から(31)までとし、同欄の(20)中「第68条の4第1項」を「第68条の4」に改め、同欄中(20)を(25)とし、(19)を(24)とし、(18)を(23)とし、(17)を(18)とし、(18)の次に次のように加える。

(19) 法第68条第1項第2号の規定による景観地区における建築物の高さの最高限度又は最低限度の特例の許可に係る申請の受理

(20) 法第68条第2項第2号の規定による景観地区における建築物の壁面の位置の制限の特例の許可に係る申請の受理

(21) 法第68条第3項第2号の規定による景観地区における建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可に係る申請の受理

(22) 法第68条第5項の規定による景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号左欄中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 法第57条の4第1項ただし書の規定による特例容積率適用地区における建築物の高さの最高限度の特例の許可に係る申請の受理

第2条の表第25号右欄中「第2条第36号」を「第2条第32号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第58号

島根県収入証紙条例の一部を改正する条例

島根県収入証紙条例(昭和39年島根県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「及び」に、「第258条第3項及び第700条の54第2項」を「第700条の54」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立古代出雲歴史博物館条例をここに公布する。

平成17年7月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第59号

島根県立古代出雲歴史博物館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立古代出雲歴史博物館の設置及び管理並びに博物館協議会の設置について必要な事項を定め

るものとする。

(設置)

第2条 歴史及び文化に関する資料(以下「資料」という。)を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、島根の特色ある歴史及び文化に関する情報を発信し、並びに学習及び交流の機会を提供することにより、県民の郷土に対する理解の増進及び地域の活性化を図り、もって県民の教養の向上並びに学術研究及び文化の発展に寄与するため、島根県立古代出雲歴史博物館(以下「博物館」という。)を出雲市に設置する。

(職員)

第3条 博物館に館長その他の所要の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第4条 博物館の管理は、法人その他の団体であって、教育委員会(以下「委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 博物館の観覧料の徴収に関する業務
- (2) 博物館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館の管理に関する事務のうち、委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請等)

第6条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添付して、委員会が定める期日までに委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる基準をいずれも満たすもののうち、博物館の管理を行わせるのに最も適した団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、教育委員会規則で定める日までに、博物館の管理の業務に関し、教育委員会規則で定める内容を記載した事業報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第9条 委員会は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され新たな指定管理者が博物館の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における博物館の管理は、必要に応じて委員会が行うものとする。この場合において、次条、第12条及び第16条の規定中指定管理者の権限とされているものについては、委員会の権限とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、委員会は其の賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第11条 博物館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日)

第12条 博物館には、休館日を設けない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設等の維持管理のため必要があると認めるときは、委員会の承認を受けて、博物館を休館することができる。

(観覧料)

第13条 博物館が展示する資料を観覧しようとする者(未就学児を除く。)は、別表第1又は別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第14条 委員会は、公益上特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第15条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒否し、又は博物館からの退去を命ずることができる。

- (1) 博物館の施設若しくは設備又は資料を損壊するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、博物館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第17条 指定管理者又は博物館を利用する者は、故意又は過失により博物館の施設若しくは設備又は資料を損壊し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第20条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、博物館に島根県立古代出雲歴史博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育委員会規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(罰則)

第22条 知事は、詐欺その他不正の行為により、観覧料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は平成19年4月1日から施行する。

(島根県立博物館条例の一部改正)

2 島根県立博物館条例(昭和33年島根県条例第47号)の一部を次のように改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成19年3月31日において協議会の委員である者の任期は、第11条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(島根県立博物館条例の廃止)

3 島根県立博物館条例は、廃止する。

(準備行為)

4 第7条に規定する指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても第6条の規定の例により行うことができる。

(供用開始)

5 博物館は、委員会が別に定める日から供用を開始する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日から前項に規定する供用を開始する日の前日までの間は、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

別表第1(第13条関係)

区 分		観覧料の額(1人1回につき)	
		個人の場合	団体(20人以上の場合をいう。)の場合 その他教育委員会規則で定める割引 制度に該当する場合
常設展	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の 生徒又はこれらに準ずる者	200円	160円
	大学の学生又はこれに準ずる者	400円	320円
	その他の者	600円	480円
企画展		その都度委員会が定める額	

備考

- 「企画展」とは、常設展以外の展示で特別の企画に基づくものをいう。
- 常設展と企画展とを同日中に観覧しようとする者の常設展の観覧料の額は、この表に定める額の5割相当額とする。

別表第2(第13条関係)

区 分	年間観覧料(同一人が1年間常設展又は企画展を観覧する場合の観覧料)の額
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は これらに準ずる者	1,000円以内で委員会が定める額
大学の学生又はこれに準ずる者	1,800円以内で委員会が定める額
その他の者	2,500円以内で委員会が定める額

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7 月19日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第60号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「許可、」の次に「登録、」を、「又は許可」の次に「若しくは登録」を加える。

別表第 1 の35の項の次に次のように加える。

35の 2 道路交通法第51条の 8 第 1 項又は第 6 項の規定に基づく 登録又は登録の更新を受けようとする者	1 登録	1 件につき	23,000円
	2 更新	1 件につき	23,000円
35の 3 道路交通法第51条の13第 1 項の規定に基づく駐車監視員 資格者証の交付、書換え交付若しくは再交付、同項第 1 号イの 規定に基づく講習又は同号ロの規定に基づく認定を受けようと する者	1 交付	1 件につき	9,900円
	2 書換え交付	1 件につき	2,100円
	3 再交付	1 件につき	2,000円
	4 講習	1 講習につき	19,000円
	5 認定	1 件につき	4,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中道路交通法第51条の 8 第 6 項の規定に基づく登録の更新に関する部分（以下「登録の更新に関する部分」という。）は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第 1 条第 4 号の政令で定める日（以下「改正法の施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の警察に関する手数料条例別表第 1 の35の 2 の項（登録の更新に関する部分を除く。）及び35の 3 の項の規定の適用については、この条例の施行の日から改正法の施行日の前日までの間は、これらの項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第 2 条の規定により同法第 3 条の規定の施行前に行うことができることとされる同条の規定による改正後の道路交通法」とする。

